

規制の事前評価書

法令案の名称：電気事業法施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：装備移転船舶に係る電気事業法の適用除外(第1条第1号関係)

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官(艦船担当)

評価実施時期：令和7年8月

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- 電気事業法は、電気工作物の工事、維持及び運用を規制する法律であるが、原則として他法令により保安面の規制を受ける電氣的設備については、電気事業法施行令において、同法の電気工作物の定義に含まないものとして、規制の適用対象から除外されている。
- この点、船舶安全法の適用を受ける船舶に設置される工作物については同法に基づき、また、自衛隊法において船舶安全法の適用対象から除外されている自衛隊の使用する船舶に設置される工作物については自衛隊法に基づき、安全性を確保する措置が講じられていることから、電気事業法の電気工作物に係る規制の適用対象から除外されている。
- 今般、「防衛省設置法等の一部を改正する法律(令和7年法律第44号)」の成立により、自衛隊法において、装備移転(我が国と防衛の分野において協力関係にある外国政府に対して行う装備品等と同種の物品の有償又は無償による譲渡等をいう。)の対象となる船舶として製造されるもの(以下「装備移転船舶」という。)について、船舶安全法の適用対象から除外し、防衛大臣が電気工作物を含む技術上の基準を定め、当該技術上の基準への適合性を検査する規定を置くこととされた。
- 「防衛省設置法等の一部を改正する法律(令和7年法律第44号)」施行後は、自衛隊法に基づき装備移転船舶の安全性を確保する措置が講じられることとなることから、装備移転船舶に設置される工作物についても、電気事業法の電気工作物に係る規制の適用対象から除外することとする。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- 今般の自衛隊法の改正により、装備移転船舶については、船舶安全法の適用対象から除外されるほか、防衛大臣が技術上の基準を定め、当該技術上の基準への適合性を検査することとなる。
- 一方、電気事業法施行令では、船舶安全法の適用を受ける船舶及び自衛隊の使用する船舶に設置される工作物を電気事業法上の電気工作物の定義に含まないものとして規定しているが、今般の自衛隊法改正により装備移転船舶に設置される工作物は、このいずれにも該当しないこととなり、電気事業法の電気工作物に係る規制の適用対象から除外されず、同法上の電気工作物に係る規制が適用されることとなる。
- この場合、防衛大臣が定める技術上の基準に従うことができず、装備移転船舶を製造することができない。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- 装備移転船舶についても船舶安全法の適用を受ける船舶及び自衛隊の使用する船舶と同様に、電気事業法上の電気工作物の定義に含まないものとして規定し、同法の電気工作物に係る規制の適用対象から除外する。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・ 装備移転は、外国政府との協議等により実施に向けた検討が進むため、その件数を定量化することは困難であるが、今般の改正により、電気事業法施行令の電気工作物に係る規制の適用対象から装備移転船舶に設置される工作物を除外することで、防衛大臣が定める技術上の基準に従って、装備移転船舶を製造することが可能となる。

3 負担の把握

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・ 今般の自衛隊法の改正により、装備移転船舶について、船舶安全法の適用対象から除外することとし、電気工作物を含む技術上の基準を防衛大臣が定め、当該技術上の基準への適合性を検査する規定を置き、当該改正の施行に合わせて、電気事業法施行令の本改正を同時に施行し、電気事業法の電気工作物に係る規制の適用対象から除外することとしている。
- ・ 装備移転船舶は、これらの法令の施行前においては、船舶安全法の適用対象となり同法の遵守が求められるが、施行後においては、船舶安全法の適用対象から除外され、自衛隊法の遵守が求められることとなる。このように、装備移転船舶に設置される工作物について、電気事業法施行令改正前後のいずれの場合においても電気事業法の電気工作物には当たらず、電気事業法における電気工作物から除かれるとしても、顕在化する負担はないものと考えられる。

<行政費用>

- ・ 装備移転船舶については、電気事業法施行令改正前後のいずれの場合においても電気事業法の電気工作物には当たらず、電気事業法における電気工作物から除かれるとしても、行政費用に大きな変化はないものと考えられる。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考としている
- その他

(具体の理由：)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 本政令の改正については特段の意見はなかった。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 造船事業者に対して周知等を実施。

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ なし。

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・ 見直し条項なし。

<上記以外の法令案>

- ・ 本規制案については、施行から5年後を目途に事後評価を実施することから、令和12年度までに事後評価を実施予定。